

定 款

京 王 電 鉄 株 式 会 社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は京王電鉄株式会社と称する。英文では Keio Corporation とする。

(目 的)

第 2 条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 鉄道事業法による運輸業
- 2 自動車による一般運輸業
- 3 土地建物の売買、賃貸、仲介及び管理
- 4 土木、建築、電気工事の設計、施工及び請負
- 5 土砂の採集及び販売業
- 6 広告業、出版業及び印刷業
- 7 娯楽、スポーツ及び文化施設並びに飲食店の経営
- 8 物品の製造及び販売業
- 9 駐車場業及び倉庫業
- 10 造林及び造園業並びに園芸品の生産及び販売業
- 11 ホテル、旅館の経営並びに旅行の企画、販売、斡旋等の旅行業
- 12 鉄道、自動車、特殊車両及び同部品の製造、修理、販売及び賃貸
- 13 情報提供及び情報処理サービス業並びに電気通信事業及び有線放送事業
- 14 ショッピングセンター等流通施設の経営
- 15 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務
- 16 経理事務及び採用、給与計算、福利厚生、研修等人事に関する事務の業務受託
- 17 金融業及び総合リース業
- 18 労働者派遣事業
- 19 保育施設の経営及び保育サービス事業
- 20 高齢者住宅・施設の経営及び介護サービス事業
- 21 発電事業及び電気の供給、販売等に関する事業
- 22 葬祭の請負業
- 23 公衆浴場業
- 24 前各号の目的達成に関連がある一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 本会社は本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は3億1,604万6千株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は100株とする。

(株主の権利行使の方法)

第9条 株主は、法令に基づき、取締役に対して、株主総会の招集の請求、一定の事項を株主総会の目的とするものの請求、又は、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することの請求その他株主の権利を行使する場合は、本会社が認める場合を除き、書面によらなければならない。

2. 本会社が前項の請求に基づき、議案提案の理由及び役員等の選任議案における候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が400字を超えるときには、概要を記載することとする。

(単元未満株式についての権利)

第10条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第11条 本会社の単元未満株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。

(株主名簿管理人)

第12条 本会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第13条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のあるときその都度これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 本会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議 長)

第17条 株主総会の議長は取締役社長とし、取締役社長事故あるときは取締役会の決議においてあらかじめ定めた順序により取締役中の1名が当る。

(株主総会決議事項)

第18条 株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、本会社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針を決議することができる。

2. 本会社は、本会社株式の大量取得行為に関する対応策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議による場合のほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

3. 本会社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。

(1) 本会社株式の大量取得行為に関する対応策において定める一定の者(以下「非適格者」という。)は当該新株予約権を行使することができないこと

(2) 本会社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引換えに本会社株式を交付することができること

4. 第1項ないし第3項における本会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、本会社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行又は割当てを行なうことにより本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、本会社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行決議を行なうなど本会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合のほか出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第309条第2項による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。

(議決権の代理行使)

第20条 株主が代理人により議決権を行使するときは、その代理人は本会社の議決権を有する株主1名に限る。この場合株主又は代理人は、その都度本会社に委任状を提出しその代理権を証明するものとする。

(延期及び会場の変更)

第21条 株主総会の議長は当日の議事が終了しないときに限りその株主総会の決議により会議を延期し又は会場を変更することができる。

(議事録)

第22条 株主総会の議事の経過の要領及び結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録するものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第23条 本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内とする。

2. 本会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第24条 取締役は株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して株主総会において選任するものとする。

2. 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

3. 取締役の選任については累積投票によらない。

(取締役の任期)

第25条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議により定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

(社外取締役との責任限定契約)

第27条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(取締役会)

第28条 取締役会は、法令又は本定款に定める取締役会審議事項その他会社運営の重要事項を審議決定する。

2. 取締役会の招集通知は、会日から3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

3. 本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

4. 取締役会規程は取締役会において別に定める。

(代表取締役等)

第29条 代表取締役は取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会の決議により取締役社長1名を置き、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。
3. 前項のほか、必要に応じ取締役会の決議により取締役会長、取締役副会長各1名を置くことができる。
4. 取締役社長は代表取締役でなければならない。

(重要な業務執行の決定の委任)

第30条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(相談役及び顧問)

第31条 取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第32条 監査等委員会は、法令又は本定款に定める監査等委員会審議事項その他監査等委員会の権限を行使するために必要な事項を審議決定する。

2. 監査等委員会の招集通知は、会日から3日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。
3. 監査等委員会規程は監査等委員会において別に定める。

(常勤の監査等委員)

第33条 常勤の監査等委員は監査等委員会の決議により選定することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(事業年度)

第36条 本会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 本会社は毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、定時株主総会において決議された剰余金の配当を行なうことができる。

2. 本会社は毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、取締役会の決議により中間配当を行なうことができる。

(除斥期間)

第38条 配当金は、支払開始の日から満3か年を経過したときは、本会社はその支払いの義務を免れる。

以 上

1948年 6月 1日制定	1982年 6月24日變更	2020年 6月26日變更
1949年 6月28日變更	1987年 6月26日變更	
1950年 6月30日變更	1989年 6月29日變更	
1951年 9月 5日變更	1991年 6月27日變更	
1951年11月 9日變更	1994年 6月29日變更	
1953年11月 6日變更	1998年 6月26日變更	
1954年11月 5日變更	2000年 6月29日變更	
1955年11月11日變更	2002年 6月27日變更	
1956年11月13日變更	2003年 6月27日變更	
1959年11月12日變更	2004年 6月29日變更	
1963年11月15日變更	2005年 6月29日變更	
1965年11月17日變更	2006年 6月29日變更	
1966年11月16日變更	2007年 6月28日變更	
1967年11月16日變更	2009年 6月26日變更	
1971年11月16日變更	2010年 6月29日變更	
1972年11月22日變更	2015年 6月26日變更	
1975年 5月26日變更	2017年10月 1日變更	